

あきる野市市制施行30周年
推進事業補助金のご案内



あきる野市30年
未来へ繋ごうトカイナカ

あきる野市企画政策部企画政策課

1 あきる野市市制施行30周年推進事業補助金とは？

市制施行30年のあゆみを市民とともに祝うことを目的として、市制施行30周年記念事業を実施する市民の団体等に対し、その事業に要する経費の一部又は全部を補助するものです。

2 申請できる団体は？

2人以上で組織し、その構成員の半数以上があきる野市に住所を有する方（あきる野市に在学し、又は在勤する方を含む。）である団体等です。

例）市内小中学校のクラスやグループ、自治会、市内の活動サークル

3 どんな事業が補助の対象になるの？

市制施行30周年記念事業実施方針の基本方針に沿った以下の事業が対象です。

- （1）あきる野市の豊かな自然及び歴史・文化を先人達から受け継ぎ、これからも、より良い状態で維持し、将来の世代に引き渡していけるよう、更なる郷土愛を醸成する事業
- （2）人と人との絆を深めるとともに人、まち又は文化を育てる事業
- （3）「東京のふるさと・あきる野」のすばらしさを市内外へ広く情報発信する事業
- （4）前各号に定めるもののほか、実施しようとする事業が既存事業であるときは、あきる野市市制施行30周年を記念して拡充又は事業内容を追加したものである事業

例）人文字コンテストへの参加、あきる野市にゆかりのある映画の上映会

4 補助金交付の対象とならない事業は？

上記の対象になる事業であっても以下に該当する事業は対象外となります。

- （1）法令若しくは公序良俗に反する事業又はそのおそれがあると認められる事業
- （2）政治活動、宗教活動又は思想活動を目的とする事業
- （3）特定の個人、団体等の営利又は宣伝を目的とする事業
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められる事業
- （5）その他市長が不適當であると認める事業

5 対象事業の実施期間は？

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間に実施する事業が対象です。

6 補助金額はどれくらいなの？

補助限度額10万円で補助率は10／10です。補助限度額を超えた分については、自己負担となります。補助金の交付額は、対象経費の総額を超えることはできません。1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てになります。

7 どんな経費が対象となるの？

項 目	内 容
報償費	事業実施に当たり、講師などに支払う謝礼金
需用費	消耗品費、印刷製本費、文具費、用紙代、打合せやイベント参加者への水分補給用のお茶代（アルコール、弁当、食事、お菓子等の飲食は除く。）
役務費	郵便代、切手代、傷害保険など
委託料	設営、運搬、看板作成委託など
使用料及び賃借料	会場使用料、機器等のレンタル料など
原材料費	材料費、調理して食品を提供する場合の食材など

※ご不明な点は、企画政策課までお問い合わせください。

8 申請するにはどうすればいいの？

あきる野市市制施行30周年推進事業補助金交付申請書に必要書類を添付し、市役所5階企画政策課に郵送、持参、又は電子メールで提出してください。

提出書類一覧

- ・ あきる野市市制施行30周年推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第2号）
- ・ 収支予算書（様式第3号）
- ・ 市民団体等の概要（構成員名簿を含む。）
- ・ その他市長が必要と認める書類

9 申請期間はいつまで？

令和7年2月3日（月）から3月31日（月）まで

10 交付の決定はどうなるの？

申請のあった事業については、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定します。申請いただいた補助金申請団体数が当補助事業の補助可能団体数を上回った場合は、抽選により交付事業を決定します。交付の決定がされた場合は、申請者の方に交付決定通知書を送付します。

なお、補助対象事業と認められなかった場合は、不交付決定通知を送付しますので、ご了承ください。

1 1 補助金はいつ支払われるの？

交付の決定を受けた団体等の代表者は、交付請求書を提出してください。交付請求書が提出されてから2週間程度でご指定の口座に振り込みます。

1 2 事業の変更又は取消しがあった場合は？

事業の交付決定後に事業内容を変更又は取消しをする場合は、事業計画変更等承認申請書（様式第6号）を提出し、承認を受ける必要があります。

1 3 実績報告はどうするの？

事業が完了したら、速やかにあきる野市市制施行30周年推進事業補助金実績報告書に必要書類を添付し、市役所5階企画政策課に郵送、持参、又は電子メールで提出してください。

提出書類一覧

- ・ あきる野市市制施行30周年推進事業補助金実績報告書（様式第8号）
- ・ 収支決算書（様式第9号）
- ・ 領収書
- ・ 実施状況写真
- ・ その他市長が必要と認める書類

1 4 申請先・問合せ先は？

あきる野市企画政策部企画政策課（市役所本庁舎5階）

住 所：〒197-0814 あきる野市二宮350番地

電 話：042-558-1111（内線2214）

電子メール：010101@akiruno-info.tokyo.jp

※ 申請書を持参いただく場合には、9時～17時（土・日・祝日を除く）でお願いします。

※ 本事業は、令和7年度予算成立後、速やかに交付決定ができるようにするため、予算成立前に申請の募集を行うものです。補助金の交付には予算の成立が前提となります。

補助金の申請から交付までの流れについて

申請書類の提出

- ・申請に必要な書類（「8 申請方法について」参照）を提出してください。
- ・申請期間は令和7年2月3日（月）から3月31日（月）までです。



交付決定

- ・事業内容の審査を行い、交付決定いたします。
- ・交付決定通知書の送付は4月上旬頃を予定しています。



補助金の交付

- ・補助金交付決定通知書を送付後、交付請求書を提出していただきます。ご提出後、2週間程度でご指定の口座に振り込みます。
- ・申請期間は令和7年2月3日から3月31日までです。



あきる野市市制施行30周年 推進事業の実施

- ・事業は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施してください。



実績報告の提出

- ・事業実施後は、速やかに実績報告に必要な書類（「13 実績報告について」参照）を提出してください。



補助金交付額の確定と精算

- ・実績報告書の内容を精査し、補助金交付額確定通知書を送付します。
- ・交付確定額が交付決定額より少なかった場合は、余剰額の清算をしていただきます。

あきる野市市制施行30周年推進事業補助金交付事業 Q & A

質 問	回 答
Q 1. あきる野市市制施行30周年推進事業補助金は、誰でも申請できますか。	どなたでも申請できますが、第2条の補助対象者と第3条の補助対象事業の条件を満たさなければ、補助金の交付対象とはなりません。
Q 2. 他の補助金を受けていますが、併せて活用することはできますか。	国や地方公共団体（あきる野市を含む）からの補助金を受けている事業は対象となりません。
Q 3. 毎年実施しているイベントや事業も対象となりますか。	第3条の（4）に記載のとおり、既存事業である場合は、拡充又は事業内容を追加した事業である必要があります。
Q 4. 二次募集などの追加募集はありますか。	現在のところ、二次募集等の追加募集の予定はありません。
Q 5. 補助金はいつ振り込まれますか。	4月上旬を目処に補助金の交付対象者へ交付決定通知書を発送します。交付決定通知書が届いた後、交付請求書を市へ提出してください。交付請求書を確認後、2週間程度で指定口座へ補助金の支払いを行います。
Q 6. 補助事業費として、支払いが認められるのは、いつからですか。	事業費として計上出来るのは、令和7年4月1日以降に支払う経費が対象となります。
Q 7. 補助対象経費に含まれるか判断できない経費がある場合、どうすればよいですか。	申請書の提出までに企画政策課にご相談ください。なお、次のものは補助対象外経費となります。 ・他の目的に転用できる汎用性のある備品購入費（パソコンやタブレットなど） ・領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費 ・その他、事業実施に要しない経費
Q 8. 構成員名簿の書式は自由ですか。また、どこまで詳細に記載すれば良いでしょうか	様式は指定しておりませんので、団体様側で自由に作成してください。記載内容については、構成員の要件を確認するため、氏名、住所（字まで、番地不要）、勤務先、通学先のいずれかを記載してください。
Q 9. 団体等の構成員を講師として謝礼を支払った場合、補助対象経費になりますか。	団体等の代表者や運営員に関わる団体等の主要な構成員の方が講師をする場合は内部講師となり、補助対象外経費となります。
Q 10. 同一団体等が複数の記念事業を実施する場合、それぞれの事業で補助金の上限10万円まで補助を受けることができますか。	一つの団体等に対して交付する補助金の上限が10万円となります。

記入例・注意点

様式第1号（第6条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

あきる野市長 殿

住 所 あきる野市〇〇〇〇
名 称 〇〇〇〇〇〇〇
代表者名 あきる野 太郎
電話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇

あきる野市市制施行30周年推進事業補助金交付申請書

あきる野市市制施行30周年推進事業補助金交付要領第6条の規定により、あきる野市市制施行30周年推進事業補助金の交付について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1,000円単位です

- 1 補助金交付申請額 100,000円
- 2 事業名 〇〇コンテスト
- 3 事業の内容 事業で取り組む内容を具体的に記入してください。
(事業計画書の事業内容と同じ内容になります。)
- 4 事業の実施場所 〇〇公園
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 構成員名簿
 - (4) その他

記入例・注意点

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

事業名	〇〇コンテスト
事業の概要	【事業の目的】 「あきる野市市制施行30周年推進事業補助金のご案内」の「3 どんな事業が補助対象となるの？」を参考に事業目的をご記入ください。 【事業内容】 ・目的を達成するために事業で取り組む内容を具体的に記入してください。 ・参加予定人数、周知方法等を記入してください。
日程等	事業のスケジュールを記入してください。 事業実施のために行う打合せから、事業当日、反省会などのスケジュールを記入してください。 記入例 5月上旬 事業についての打合せ 6月上旬 周知用のパンフレット作成 7月〇日 事業の前日準備 7月〇日 事業当日・後片付け 8月上旬 反省会

記入例・注意点

様式第3号（第6条関係）

収支予算書

事業名 ○○コンテスト

（単位：円）

科目（収入の部）	内 訳	金 額
1 あきる野市市制施行 30周年推進事業補助金 収入		100,000
2 その他収入	自己資金	100,000
収入合計		200,000
科目（支出の部）	内 訳	金 額
事業費		
1 交付対象経費		
（1） 報償費	（1）報償費 審査員謝礼 5,000 円×10 人	50,000
（2） 需用費	（2）需用費 ポスター代 60,000 円	60,000
（3） 役務費	（3）役務費 招待状送付 500 円×20 人	10,000
（4） 委託料	（4）委託料 会場設営 50,000 円	50,000
（5） 使用料及び賃借料	（5）使用料及び賃借料 音響機器賃借料 10,000 円	10,000
（6） 原材料		
小計①		180,000
2 その他経費 （交付対象外経費）	弁当代 1,000 円×20 食	20,000
小計②		20,000
支出合計（小計①+②）		200,000
収支差額		0

- ・税込金額を記入してください。
- ・内訳欄が足りない場合は、別紙に記入してください。

記入例・注意点

団体の概要

団体名	〇〇〇〇〇〇〇
住 所	拠点としている施設等の住所を記入してください。
代表者名	あきる野 太郎
連絡先	〇〇-〇〇〇-〇〇〇
所属人数	〇〇人
概 要	団体の設立目的や変遷、これまでの事業実績等を具体的にご記入ください。 ※こちらは、書類の参考例となります。 様式は任意でかまいません。

・構成員名簿

役 職	氏 名	あきる野市との関連性	関連性の詳細
代 表	あきる野 太郎	在住 ・在学・在勤・なし	あきる野二宮在住
副代表	あきる野 花子	在住 ・在学・在勤・なし	あきる野市五日市在住
会 計	あきる野 次郎	在住・在学・ 在勤 ・なし	株式会社あきる野勤務
〇〇チーフ	〇〇 〇〇	在住・在学・在勤・ なし	
〇〇チーフ	〇〇 〇〇	在住・在学・在勤・ なし	
〇〇〇	〇〇 〇〇	在住・ 在学 ・在勤・なし	市立秋多中学校在学
〇〇〇	〇〇 〇〇	在住・ 在学 ・在勤・なし	市立増戸小学校在学
〇〇〇	〇〇 〇〇	在住 ・在学・在勤・なし	あきる野小川在住
〇〇〇	〇〇 〇〇	在住・在学・在勤・ なし	

記入例・注意点

様式第5号（第8条関係）

記入しないでください。

年 月 日

あきる野市長 殿

記入しないでください。

住 所 あきる野市〇〇〇〇
 名 称 〇〇〇〇〇〇〇〇
 代表者名 あきる野 太郎
 電話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇

あきる野市市制施行30周年推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったあきる野市市制施行30周年推進事業補助金について、あきる野市市制施行30周年推進事業補助金交付要領第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 100,000円

2 事業名 〇〇コンテスト

3 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 〇〇〇〇 農業協同組合 〇〇〇〇 信用組合 労働金庫 本店 支店 出張所								
種目	普通・当座	口座番号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
フリガナ	アキルノ タロウ								
口座名義	あきる野 太郎								

記入例・注意点

様式第8号（第11条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

あきる野市長 殿

住 所 あきる野市〇〇〇〇
名 称 〇〇〇〇〇〇〇
代表者名 あきる野 太郎
電話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇

補助金交付決定通知書に記載されている文書番号を記入してください。

あきる野市市制施行30周年推進事業補助金実績報告書

令和7年〇〇月〇〇日付けあ企企収第〇〇号で交付決定のあったあきる野市市制施行30周年推進事業補助金に係る事業が完了したので、あきる野市市制施行30周年推進事業補助金交付要領第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名 〇〇コンテスト
- 2 事業の成果 今回の事業実施によって得られた成果を具体的に記入してください。
- 3 添付書類
 - (1) 収支決算書（様式第9号）
 - (2) 領収書
 - (3) 実施状況写真
 - (4) その他

記入例・注意点

様式第9号（第11条関係）

収支決算書

事業名 ○○コンテスト

（単位：円）

科目（収入の部）	内 訳	金 額
1 あきる野市市制施行 30周年推進事業補助金 収入		100,000
2 その他収入	自己資金	100,000
収入合計		200,000
科目（支出の部）	内 訳	金 額
事業費		
1 交付対象経費		
（1） 報償費	（1） 報償費 審査員謝礼 5,000 円×10 人	50,000
（2） 需用費	（2） 需用費 ポスター代 60,000 円	60,000
（3） 役務費	（3） 役務費 招待状送付 500 円×20 人	10,000
（4） 委託料	（4） 委託料 会場設営 50,000 円	50,000
（5） 使用料及び賃借料	（5） 使用料及び賃借料 音響機器賃借料 10,000 円	10,000
（6） 原材料		
小計①		180,000
2 その他経費 （交付対象外経費）	弁当代 1,000 円×20 食	20,000
小計②		20,000
支出合計（小計①+②）		200,000
収支差額		0

- ・ 税込金額を記入してください。
- ・ 内訳欄が足りない場合は、別紙に記入してください。